転 ば ぬ

第 **12** 回

バリアフリーなどについてひも解いていきます。 近隣トラブルや管理に関する問題。今回は決して他人事ではない マンションという集合住宅である以上、避けては通れない



相談

どこに相談すればいいのでしょうか? 手すりをつけていただきたいのですが、 マンションの階段やエントランスなどの共用部分に 高齢で歩行が困難です。

用部分の変更」に当たります。 て共用部分の変更には総会の決 区分所有法第17条は、原則とし れており、手すりの設置は「共 やエントランスは共用部分とさ 程する議案に手すりを設置する るのがよいでしょう。総会に上 承認を求めることになります。 議案を含めてもらい、総会での 基本的な考え方として、階段 まずは理事会に相談をしてみ

> を踏まえると、手すりの設置は、 く」と規定されています。これ 著しい変更を伴わないものを除 各4分の3以上の賛成が必要と 形状や効用の著しい変更を伴わ しつつ、「その形状又は効用の 議で、区分所有者及び議決権の

議決権の過半数の賛成を得れば 条の適用はないと思われます。 総会の決議で、区分所有者及び

ないと考えられますので、第17 承認することができます。

みるのもよろしいかと思います。 を住民全体の問題として考えて にマンションのバリアフリー化 誰しも年をとるもの。これを機 可能性があると思います。人間 総会で承認を得られやすくなる 律を折りこんだ議案であれば 手すりの設置が場所によっては 義務化されているので、この法 なお、現在の建築基準法では

相談2

何度か注意しましたが、撤去に応じてくれません。 災害時に避難の妨げになりそうなので、撤去させたいのですが… 隣人がマンションの廊下に自転車や古新聞などを放置し続けています。

車等を放置しないように規定し ている例が多く見受けられます めの部分です。そのため、使用 ション全体の効用を維持するた 管理権限が認められた、マン 宅でよくある事例と言えます。 を置くというトラブルは集合住 傘、古新聞や古雑誌などの私物 細則などにも、共用部分に自転 共用部分は、管理組合に維持 マンションの廊下に自転車や

> もらうのが良いでしょう。 ていることを説明し、注意して るため、消防法や自治体の火災 人に対して規約や細則に違反し います。まずは理事会に相談し 予防条例によっても禁止されて また、災害時に避難を円滑にす 理事会や管理会社から、隣

部分の管理権限は管理組合にあ ることはしないで下さい。共用 方、相談者ご自身で撤去す

ないので、十分にご注意下さい といった刑事事件に発展しかね 場合によっては窃盗や器物損壊 所有者との間でトラブルになり ることはできません。無断で他 理組合といえども勝手に撤去す 権は所有者にありますので、管 はいえ、放置している物の所有 にあるわけではありません。と るのであって、区分所有者個人 人の私物を撤去したとなると

Adviser 桑田英隆 先生 1974年東京生まれ。桑田・中谷法律事務所所属。マンション管理士の資格を持つ数少ない弁護士。11月に次 男が七五三を迎えて、子どもの成長の早さを実感しています。

本連載へのご相談は巻末のハガキにて

